

大治町議会定例会（第3日）

令和7年9月9日

令和7年9月大治町議会定例会会議録（第3号）		
招集年月日	令和7年9月9日	
招集の場所	大治町議事堂	
開議	9月9日 午前10時00分宣告（第3日）	
応招議員	1番：池田耕介 4番：後藤田麻美子 8番：若山照洋 11番：吉原経夫	2番：八神太紀 6番：鈴木満 9番：松本英隆 12番：林哲秀 3番：手嶋いづみ 7番：三輪明広 10番：林健児
不応招議員	なし	
出席議員	応招議員に同じ	
欠席議員	不応招議員に同じ	
地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名	町長：鈴木康友 総務部長：大西英樹 教育部長：水野泰博 総務部次長兼税務課長：加藤謹 建設部雨水対策監兼都市整備課長：済田茂夫 総務課長：佐藤友哉 防災危機管理課長：山田繁樹 収納課長：加藤真二 保険医療課長：水野克哉 住民課長：立松修 多世代交流センター所長兼介護・障害認定審査課長：立松浩 保健センター所長：森本健嗣 都市整備課主幹：八神幸夫 学校教育課長：太田悦寛 スポーツ課長兼スポーツセンター館長：水野学 会計管理者兼会計室長：石塚秀樹	教育長：平野香代子 福祉部長：安井慎一 福祉部次長兼民生課長：猪飼好昭 企画政策課長：吉田美穂 長寿支援課長：松木田英作 保険医療課主幹：鈴木雅之 子育て支援課長：吉布真弓 下水道課長：後藤丈顕 産業環境課長：伊藤高雄 社会教育課長兼公民館長：加藤裕一
本会議に職務のため出席した者の職氏名	議会事務局長：横井宗宣 係長：櫛田初代	

○町長提出議案の題目

議案第64号 大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について

議案第65号 工事請負契約の変更について

○議事日程

議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。

令和7年9月大治町議会定例会議事日程

(第3日)

令和7年9月9日(火)午前10時開議

1 開議宣告

2 議事日程の報告

日程第1 所信表明に対する質疑

日程第2 議案第48号 令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定について
《質疑等》

日程第3 議案第49号 令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
《質疑等》

日程第4 議案第50号 令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定について
《質疑等》

日程第5 議案第51号 令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
《質疑等》

日程第6 議案第52号 令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
《質疑等》

日程第7 議案第53号 令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定について
《質疑等》

日程第8 議案第54号 令和7年度大治町一般会計補正予算(第2号) 《質疑等》

日程第9 議案第55号 令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)
《質疑等》

日程第10 議案第56号 令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）
《質疑等》

日程第11 議案第57号 令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
《質疑等》

日程第12 議案第58号 令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）
《質疑等》

日程第13 議案第59号 大治町長の給与の特例に関する条例の制定について
《質疑等》

日程第14 議案第60号 大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例について《質疑等》

日程第15 議案第61号 大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例に
について《質疑等》

日程第16 議案第62号 大治町税条例の一部を改正する条例について《質疑等》

日程第17 議案第63号 令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）《質疑等》

日程第18 議案第64号 大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について
《提案説明等》

日程第19 議案第65号 工事請負契約の変更について《提案説明等》

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時00分 開会

○議長（若山照洋君）

ただいまの出席議員数は11人です。定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は御手元に配付のとおりです。

日程第1、所信表明に対する質疑を行います。あらかじめ申し上げます。所信表明に対する質疑の方法は議案と同様に3回までとします。

質疑のある方どうぞ。

6番鈴木議員。

○6番（鈴木 満君）

6番鈴木 満でございます。所信表明について質問させていただきます。

町長は所信表明の冒頭に選挙ポスターの虚偽記載について謝罪をすると聞いておりましたが、それをしなかった理由と、なぜ虚偽記載になったのかを説明お願いいたします。

○町長（鈴木康友君）

ポスターの虚偽記載につきまして御質問いただきましたが、虚偽との認識はございませんでした。表記の数字について誤用がございましたらこの場を借りておわびして訂正を申し上げます。大変失礼いたしました。

○議長（若山照洋君）

他に。

鈴木議員どうぞ。

○6番（鈴木 満君）

子どもの居場所づくりについても表明がありました。スポーツセンターリノベーションのことも含まれていると思いますが、今回、他の議員の一般質問においてカフェはありますと答弁がありました。今まで行政側から議会はカフェの運営について商工会にお願いするとしか聞いておりません。誰がいつからどのような運営をしていくのか、明確な答弁をいただきたいと思います。

南小学校の大規模改修などの予算のかかるものは、行財政改革の状況を見てという答弁が多かったと思いますが、この件に関してだけはやりますという答弁だったことにちょっと理由がよくわかりませんので、そこら辺も含めて答弁お願いします。

○町長（鈴木康友君）

カフェにつきましては運営の方向で、もちろん行財政改革委員会の中でその答申も確認をしながら今後商工会と協議していくというふうにお答えをしたと確認をしております。ですので、運営の方向で働きかけていく、そのようなものでございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

鈴木議員どうぞ。

○6番（鈴木　満君）

それでは続いて、表明の中に「多くの町職員の退職し行政能力が著しく低下した。これ以上の流出を防ぐ」という文言がありました。これは他の議員の一般質問であったように、上司の失敗を部下が謝るという状況も原因の一つではないかと考えます。今回の守秘義務違反の件、公務員として重大な法令違反だと考えます。違反した職員の処遇について、町長の見解を求めます。

○町長（鈴木康友君）

情報漏えいの件につきましては大変御迷惑をおかけいたしました。この件につきましては聞き取りをはじめ情報収集をさせていただき、また、顧問弁護士等にきちんと確認をさせていただきました。その旨をもちまして関係者には厳重に口頭注意ということをさせていただいております。そのように今行わせていただいておりますので、そのように御認識いただければと思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

12番林　哲秀議員。

○12番（林　哲秀君）

12番林でございます。2点ほど町長にお伺いしたいと思います。まず表明の中で「市民の市民による市民のためのまちづくりを進めます」とありました。町長が選挙のときに旗印にしてみえた「至誠通天」という言葉を用いてみえたと思いますけども、誠実な真心は天にも通ずということで旗印を上げて選挙戦を戦ってみえたと思いますけども、この「至誠通天」の、私が言った今ちょっと間違つとりや申し訳ないんですけど、それはどこにどういうふうに反映していきたいのかという部分が一つ。

それと昨日いただきましたこの「行政改革プランの取り組みを踏襲しつつ」とありますけども「更なる改革」とありますけども、これは行政改革プランのためのことは、前任を引き継ぐよということであって、あの以前町長がいろいろやられたこと、今の予算の件もありますけども、踏襲という意味が非常に浅いような気もしますけども、町長の考えられる踏襲と、ここ言われた踏襲というのはどういう意味を持っているのか、この2点をお伺いします。

○町長（鈴木康友君）

所信の表明とは「至誠通天」につきましては少し部分が違う部分もございますが、人としてまずは誠実であろう、そして真摯に、至らぬ身ではございますので、日々精進をして誠実に事を進めていこうという個人的な心情をあらわしたもの、目標をあらわした

ものでございますので、「至誠通天」につきましては、孟子または吉田松陰のお言葉を引用させて使用させていただいております。

続きまして、行財政改革についての「踏襲」という言葉についてですが、予算の削減というものは一つのものをカットすれば何十億減るというものではございません。積み重ねによるものだと認識しております。ですから現在行われている行財政推進委員会の削減目標、そして削減の内容が否定されるものではないということをここに明言をさせていただきます。ただ、今の財政状況を鑑みた際にさらなる削減をする必要があるということについてこちらも同時にお答えをさせていただきます。そのような形をもちまして「踏襲」ということの言葉を使わせていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

林 哲秀議員、どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

ようわかりました。それで、最初に言いましたこの「町民の町民による町民のためのまちづくりを進めてまいります」ということなんんですけど、まだ具体策が出てないと思いますけど、どのような行動を起こすのか、いや思想でやるのか、通達でやるのか、自分がこうやってやるんだという意思表示をされるのか、そこをちょっと今後のためにお聞かせ願えませんか。

○町長（鈴木康友君）

この「町民の町民による町民のためのまちづくり」という言葉については、リンカーン大統領の演説の中から引用をさせていただいております。ですので、こちらについては信条といいますか方向性を指示示す一つのワードということですので、今後、私の考えでしたりとか施策についてはどのように表現をされていくのかという問い合わせ止めてお答えをさせていただきますが、まずは議場において最大限お答えをできるもの、先ほどの言葉もいただいたとおり、誠実に回答やりとりができるものについてはさせていただきたいと思っております。書面について出すのかというものについては、内示文書について発出するものもあれば、外部のほうに公式に出す書類もあると思われます。今その形については、ありとあらゆる適切な形をもって最大限わかりやすいように表明をしていくというのが、自分の必要とされている役割だと認識しております。以上です。

○12番（林 哲秀君）

答弁ありがとうございました。まだ新人でスタートしたばかりですので、いろんな信条があると思いますけども、ぜひ頑張っていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本英隆議員。

○9番（松本英隆君）

はい。9番松本英隆でございます。所信表明の中の「基金残高の減少には一定の歯止めがかかった」というふうにおっしゃられております。緊急行財政改革プランということで今、行政改革のほうからも私たちいろんな見直し案もいただいている。その中で一般会計の削減予定額という表示になっております。予定ということなのでまだ進んでないのかなとは思うんですけど、逆に、これをもう実行したものっていうのがあれば、そこら辺を教えていただきたいんですね。我々議員の中で、知らない内に減っているとかっていうのがあって、後からもらっても予定額としか聞いてない部分がありますけども、このほうでもう進んで一定の歯止めがかかったということなんで、実行されている部分もあるということの認識でよろしいですか。

○町長（鈴木康友君）

議長、暫時休憩お願いします。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

午前10時10分 休憩

午前10時12分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほどの鈴木議員の質問の中で答弁漏れが1点ありますので、お答えしていただきます。

○町長（鈴木康友君）

答弁漏れて失礼いたしました。理由につきましては、何分、不慣れな議会の中での一般質問の件でこなすものが多かったので……

[「所信表明」の声あり]

○町長（鈴木康友君）

所信表明のものについてその部分について、失念をしていたというところできちんと表明をする形ができなかつたのは緊張によるものでしたので、こちらについては自分の至らぬ部分だというところでおわびしてこの場で謝罪申し上げます。失礼いたしました。

続きまして、行財政推進改革の町単独の事業でしたりとか、こういったものの経緯についてはどのような形になっているかというもので、今現在執行をしているもの等については全てのチェックというものがこの場で確認ができない部分はございますが、執行する予定のものにつきましては現在議会のほうに資料で御提示をさせていただきました。

第2回目の行財政改革推進委員会のこの資料に基づいて執行をしている最中でございます。どこまで執行したか、執行率なのかというのは現在のところではお答えができないものですから、そのようにこのような回答で御容赦願います。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

9番松本英隆議員。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。そうですね、この予定額っていうままで自分たちの中でも予定のままになっていますので、執行される場合にはどうか事前にお知らせいただくと。執行しましたとかですね。お願ひいたします。議場じゃなくても連絡等はしていただけると思いますのでよろしくお願ひします。

次に、可能な限り速やかにということで、緊急財政として町長報酬の削減、あと痛みを伴う予算削減とありますが、痛みを伴うということで町民に対して何か痛みを伴うこの予算削減という何か考えはあるんですかね。ちょっとそこら辺を知っておきたいなという部分がありましたので、よろしくお願ひします。

○町長（鈴木康友君）

具体的な数字や内容につきましては、現在こちらも先日の一般質問の際にも、明確な答弁とはならなかった部分についてはおわび申し上げますが、行財政改革推進委員会で今後進めていくものについて、また新たに確認をしてそこでも計らっていくものでございますので、具体的なものは何かということについては明言しかねますが、先日、一つお答えをさせていただきましたが、来年度の国民健康保険につきまして、繰り入れの現段階での検討はない、繰り入れをする考えはないということで、お伝えをさせていただきました。このような形で直接的に町民の皆様に御負担を強いてしまうということにつきましては誠に申し訳なく存じますが、御理解を賜りますようよろしくお願ひ申し上げます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

3回目ですね、9番松本です。わかりました。特に町民に対することってというのは生活にも関わってくると思います。今的一般財源の国保っていうのも、今現状の町長の考え方ということで決定ではないですね。もちろん、はい。かなり負担がとんでもないことになると思いますので、そこら辺も行政の方たちもいろいろ話し合っていただいて、私たちのほうにも上げていただきたいと思います。よろしくお願ひします。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。所信表明で述べられた「人材の確保と育成について、昨年度、多くの町職員が退職し、行政運営力が著しく低下しました。これ以上の人材流出を防ぎ、新たな人材確保と育成を図るべく育成体制を整備充実します。」これに関連して質問いたします。さっきの議員も質問されましたが、情報公開請求された方の個人情報が漏えいした点ですね。先ほどの町長の答弁では顧問弁護士の方に相談されて、厳重注意したということでございますが、この情報漏えいに関しては、もし警察などに刑事告発されたら罪に問われかねない事実です。で、もう事実を認めているんですから、もう刑事告発されたら後は警察の判断というふうになるような事例なんですね。ただ、顧問弁護士としては、それで、そんな大きな罪にはならないだろうということかもしれません、ただそういうようなものを上司が部下に押しつけているんですね。だから罪に問われかねないことを上司が部下に押しつけている。これは顧問弁護士に聞いてない、関係ないことで、町長が判断してもらいたいんですけど、罪に問われかねないことを上司がやったことを部下に押しつけている。こんなことがまかり通る大治町役場では職員の方、安心して働けないと思うんですよ。その点ですね。ちょっとどうお考えなのか。厳重注意は情報漏えいのことに関しては厳重注意だと思いますが、だって罪に問われかねないようなことを上司がやってミスを部下に押しつけて、それで何もなしていふんでは、本当に役場の職員皆さん安心できないと思うんで、この点に関して答弁をお願いいたします。

○町長（鈴木康友君）

先ほど冒頭にも御質問いただきまして、説明をさせていただきましたが、議員がおっしゃる上司が部下に何かをしたという形については、私がそちらも含めて調査をさせていただきました。また、そもそもも含めて多方面に確認をさせていただいた結果、口頭注意で行うべき案件であると判断をしております。ですので、この件につきまして、その事案もろもろについて確認した内容について、今肅々と進めている最中でございます。また、情報漏えいをしてしまいました件につきまして、お相手の方につきましても直接謝罪を行うということを含めて今後その対応について計らっていくものでございます。ですので議員がおっしゃられる上司が部下に何かをしたということについては、私のほうも、議員がおっしゃる意味が理解をしかねますが、現状、私が判断し得る材料の中で最適な行動をとっていると認識しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ちょっと今の点ですが、私が聞いているところでは、違ったら違ったと言ってください。課長が最初やった、情報を漏らしたと、部下である。という話をされている。役場内でそういう話は聞いています。ただ事実が確認できません。ただ私、いろいろ課長と話す中で私も課長がやったと思っていて、でも現実はちょっと違ったと。町長は最初から部長がやられたというふうに思ってみえたんですか。最初は課長だと思っていて、やっぱり後で報告を受けて部長だと変えられたのか。そこら辺ですね。そこが大切なところですよ。最初から町長にきっちりとした情報が上がっていたら、町長ね、判断すべきことですけど間違った情報が入っていたら、これは町長、正してもらわないといけないと思うんですよ。

そこら辺をつけ加えてお聞きするとともに、済みません2点目ですが、町長「年度途中としては異例となる緊急的な歳出削減を実施しております」と、また「痛みを伴う予算削減をします」という今言っておられます。カフェの事業ですね、にぎわい創出事業ですが、私、情報公開請求しまして、覚書は令和6年6月18日に商工会と結んでます。これは町が商工会に委託することをお約束する覚書になっています。あと業務仕様書(案)を取りましたら、その中で赤字補填する内容の業務仕様書になっています。また、契約書の案もございます。これもありますがただ今のところ契約はしてないと、だからやつていませんわけですね、まだ。ですから今までのようなり方でやってもらったら困るし、また町長が昨年9月一般質問のときに収支予算書などを見せてほしいと一般質問で要望されておられます。受託予定者ですね、覚書、これは覚書を交わした商工会になると思いますが、そこがつくった収支予算書か、町がつくった収支予算書等あるはずです。それをちょっと議会のほうに出してもらえませんでしょうか。やっぱりそれで事業として成り立つかどうか。やはり議会議員まだ誰も見ていないんで、それを見せてくれませんか。町長自体、1年前議員のときに要望しているし、そんときはもう先に話は進んでいる話ですから、それをぜひやっていただきたいと。カフェ進める進めないよりもまずその資料を見せていただきたいと思うわけですが、どうでしょうか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前10時23分 休憩

午前10時26分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

吉原議員、ちょっとずれてきている部分があつて大分。所信表明についてのことにしてください。ちょっと大分、ちょっと方向がずれてきている感はあります。資料ももし必要であれば私からお願ひしますので、また言つていただければ。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

数点、御質問をいただきました。まず一つ目、情報漏えいの件についてですが、議場で部長がお答えした内容のとおりに報告をいただいております。そこを基づいて判断した結果、今の処罰、処罰といいますか今の処遇に至るというところでございますので、そのように御理解をお願いいたします。

また、カフェの運営について収支の報告書はどうだということでお話をいただきましたが、情報公開請求にもございました中に閉じられている収支の計算書というのは、あくまであらわくでどれぐらいの金額がかかるであろうということで試算をしたものでございます。また、吉原議員のほうが質問をされた覚書の内容については、内容文面を読んでいただければわかるかと思いますが、今後協議をしていくという旨の覚書でございまして、契約については何ら結んだものではございません。つまり、今の段階で商工会と協議をするということを我々はお約束しているわけで、先日の答弁にも行ったとおり、商工会と協議をしていくというのはその覚書に基づいてきちんと履行をしていくという旨でございます。ただ、運営の形態につきましては何度もお答えをさせていただいておりますが、行財政改革の中で組上に上げる案件と認識しておりますので、その覚書の時点は、前体制の考え方でもございましたので、また今後このような形で、このような流れでということでお示しができるタイミングもあろうかと思いますので、お時間をいただければと思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

町長答弁いろいろありがとうございます。一応、業務仕様書には案の中には金額は入ってないんで、今、先ほど議長も言われましたように、ぜひ議会のほうに収支予算書などあれば、出していただきたいと思います。

3点目ですが、所信表明演説の最後の「新たな区画整理事業を推進し」とあります。これは今年度予算でも出ている砂子土地区画整理事業ではないかなと思いますが、今、財政的に大治町厳しい中で、やはりこういう新たな区画整理事業は民間に任せて町のお金を入れるべきではないと。やっぱりそういうふうに考えるわけですが、その点でお考えはどうでしょうか。

○町長（鈴木康友君）

質問の内容を全てもしくは回答についても少し膨らんだ回答になるかもしれません、御容赦をいただいて御回答をさせていただきます。

土地整理事業につきましては、まず、回答としては公費を投入するべきではないという認識の質問だったかと思いますが、ある金額の投資は自分は必要だと思っております。その上で推進をしていくだけの、この計画について未来がある価値があると判断して、こちらについて公費を投入する部分も出てこようかと思いますが、これだけ財政が苦しい中で公費を投じるという意味を深く認識してこの計画については進めていきたいと思っております。並びに、こちらについては質問の内容と少し外れる部分ではございますが、行財政改革と伺っておりますので財政難をいただいておりますので、もう既に行っている事業について実現のめどが立っているものが幾つかございます。例えば、地籍整備推進調査補助金等々という新たな補助金の獲得でしたりとか、こういったものについては今後このような整理事業、区画整理などを進めていく上において今まで測量等について得られなかった補助金を得ることが今後できるようになってまいります。こういったものについては、自分もかねてから発信していた広域連携ということは市町村だけではなくて愛知県と連携することも広域連携でございます。今、優秀な本当に愛知県からの出向いただいている方が、お二方が見えます。そういう方々と愛知県に足しげく通い、今まで得られなかった補助金等についてもめどが立ってきている最中でございます。

また、その他大規模改修につきましても補助率が悪い状況です、現在では。ただ、とある計画等を立てれば補助率が上がるというふうな情報も得ております。これは今までの流れでは行ってなかったことです。こういったことの考えをきちんと大治町として制度化できれば今後何年も歳入を増やすことにつながります。歳入を増やすというのは別に企業的な売り上げのものだけではなく、こういった努力をしていこうではないかという流れの最中でございます。具体的なこの制度こういった補助金というものについては、制度化ができたままた隨時その都度お答えをさせていただきますので、今はそのような流れを必死にやりたいんだなということで御認識いただければと思います。余分な回答をつけ加えてしましましたが以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。1点お伺いします。昨日の一般質問よりさまざま質問、また質問答弁の中でなかなか具体的なものが見えてこないということが、具体的な時期であったり見えてこないというものもありながら、行財政改革の最中であるとお答えをいただいております。物の向きを変えたりするときにやっぱり一度とめる、とめてまた向きが変わるという、町長も昨日かな、の答弁の中でも「出血をまずとめる」と。今回の所信表

明の文章の構成で見ても立て直し、まずは財政もしくは人材の育成と。人材も中堅の職員が抜けているということで、新規採用したとしても若い職員でそこを十分埋められるかといったらそこも時間がかかるのかなと推察をいたしますが、立て直し、まずとめるという部分でどれぐらい時間が、もちろん当然かかると思います。これは町長の任期の4年ぐらいかかるという見通しなのか。もしくは1年ないし2年ないし、もうざっくりとした年単位というもので構いませんし、もちろんやっていく中で予定、見通しが変わることもあるかと思いますが、まず立て直すという部分にどれぐらいの時間を要するのか。町長の現在のところの見解で構いませんのでお伺いできたらと思います。

○町長（鈴木康友君）

今いただきました質問の中で、所信に関しましては、どうしても心持ちでしたりとか、方向性を指し示す部分が大きゅうございますので、具体的な年月というのは計画と違つて示せない部分がございましたので、その質問につきましては今お答えをさせていただきます。まず、この財政の立て直しが何年かかるのか。こちらにつきましては、早ければ早いほうがもちろんいいと思っております。任期中、もしくはここ数年内に片づけば、それこそ一番良いものかと認識しておりますが、先ほど出てきました各サービスに関する値上がりしたりとかそういうもののバランスを、まずは当初予算で組んでみないと、どこまでの予算規模で我々が生き延びられるのか、そして編成ができるのかといったものをまず立ててみないと今の段階でどこまでの年数でというのはわからないんで、そこに議会の皆様に御提示をして、これは町民の皆様痛みに耐えられないだろうと、もっと緩やかに改革をすべきだ。または、もっとアクセルを踏むべきだという御判断とともにいただきながら進めていくものでございますので、まずは今年度、これから当初予算編成に向かってまいりますので、その数字を見つつ、その手前で12月に行財政改革の一定の成果をまずはお示しするということで、12月という期間を提示を議場でお答えをしていますから、12月で何かしらの方向性でしたりとか方針は打ち出せるかと思います。その中で今後の年数でしたりとか、どういったものをしていくのかというのもうたえるかと思いますので、現段階においては、まずは予定を立てるために今年度の財政状況を出したりとか、その洗い出しをする必要がございます。それが今の行財政の改革をもっとアクセルを踏んでいこうという意図でございますので、12月に何かしらの指針でたりとか、計画性をお示しできるかと思います。申し訳ございませんがこのような形で御認識いただければと思います。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

4番後藤田麻美子議員。

○4番（後藤田麻美子君）

昨日もお話がありましたが、町長のほうから閉庁時間を短縮の考えはしているということでお話がありました。近隣市町でも来年から開始するというところがございますが、いつごろからそういういた考えをお決めになられるんでしょうか、お聞かせ願います。

○町長（鈴木康友君）

閉庁時間の短縮化に向けて検討をしていると先日もお答えをさせていただきました。具体的な時期についてはまだめどが立っていないところでございます。ただ、行財政の中でも示させていただきまして、その効果性が見受けられるのであれば、来年度から早く取りかかるべきであろうという判断もあり得ると思います。現段階では、ですので開始時期は明確にはちょっとお答えはできないんですけども、早くやりたいと思っております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

後藤田麻美子議員どうぞ。

○4番（後藤田麻美子君）

早い時間、早い期間にお願いいたします。急に来週からということはないと思いますが、急に言われても町民の方はいろんな面で迷っちゃいますので、そういうことはきっと行政改革等でお話をしっかりとしていただいて、早急にお示していただき、また町民の方にもしっかりと町民サービスのためにございます。町民サービスのためにもしっかりと取り組んでいただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

10番林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

10番林 健児です。町民にとって大変大きなお話をさせていただきたいと思います。先ほどから町長、国民健康保険に一般財源入れないという方向でおっしゃられました。例年一般財源から国民健康保険に繰り入れをして運営しておるこの国民健康保険、これがなくなるとすると町民、国民健康保険に加入しておられる町民の皆様、税金、国保税というのはどれぐらいまで上がるんですか、これは。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○ 午前10時39分 休憩

午前10時40分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

国民健康保険の値上げにつきましては、自分も当初から令和6年度の一般質問で1年間ずっと自分が追い続けたものでございまして、国民健康保険特別会計が赤字に、赤字といいりますか、マイナス計上になるのではないかというところから始まり、このままで繰り入れをしなければ大幅な値上げをするというように、昨年度繰り入れの提言をし続けたのは令和6年度の自分でございました。その繰り入れについて断腸の思いで繰り入れをしないということでお答えを申し上げております。そもそも令和6年度ずっとこの国民健康保険の件について触れていたのは自分一人と認識しております、議員のときの。ですから数字につきましてまた御負担率につきましては担当課のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

○福祉部長（安井慎一君）

国民健康保険税の税率につきましてでございます。令和7年度当初予算を迎えるに当たりまして、議員の皆様方にも資料を提示して、当時、令和7年度・8年度・9年度をもって段階的に引上げをしていくという内容で御説明をさせていただきました。しかしながら、今回の行財政改革を踏まえまして現在検討しておりますのは、県の標準税率、ここまで上げていく必要もあるだろうということも検討しております。当時7年度、税率を上げたときには、30代から40代の世帯に対して1世帯当たり4万円上げるということをお伝えしております。これをその時点で、県の標準税率まで合わせようとしますと、1世帯当たり8万円になるということがわかつておりましたので、そのときは財源を確保しながら、急激な上昇にならないように考えたものでございます。現在におきましては、やはり行財政改革を進める中では、やはり財源というものが不足しておりますので、そちらも考慮して、やはり県の標準税率まで引き上げるという検討も必要か必要であるというふうに認識しております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

済みません、ありがとうございました。私の認識もちょっと悪いのかもしれませんけど、これ一般財源を入れないと町長おっしゃられたんですけど、入れない状況として国保の税率を県の標準税率にすると、国民健康保険というのは運営できるんですか。

○町長（鈴木康友君）

まず、考え方が二つございます。一つは標準税率まで引き上げた際に、これは来年度県から幾ら保険税を納付しなさいということで納付金というものが1月に本算定として

送られてきます。そこを人数、加入者で割った際に、一人頭の保険料幾ら払わなければいけないか、つまり来年度の保険料というものを人数で割って、保険料としてお示ししていますので、もちろん所得によって割り振りとかありますよ。そういうのを除いてそのような形でなっておりますので、来年度の給付額を見てみないと運用が本当にできるのかどうかというものについては、今なぜならば皆さんも御存じのとおり国民健康保険は基金を空にしております。つまり、何かがあったときに急に支払えるというお金をゼロにいたしました。この議論は自分も令和6年度にずっとしてきたかと思います。また繰越金等もございません。つまり、余分なお金を一切持たない国民健康保険が、急激な何かの状況が起こった際に運営できるかと言われると、まだ今の段階で試算ができないというのがお答えの一つでございます。

ですが、もう一つは標準税率まで上げれば今の段階では運営はもちろんできるだらうと試算をしております。ただこれは1月の本算定で県からの納付金の数字、つまりうちが幾ら支払わなければいけないかというのを見ないと確実なお答えはできませんので、現段階ではもちろんその標準税率までの引き上げを図れば運営はもちろんできるだらうと考えております。ただ、何かしらの不足分でしたりとか急遽の事態が発生したときに、一切の繰り入れをしないということとは違うということだけ御認識をいただきたいと思っております。一切繰り入れをしないというわけではございません。現段階で繰り入れ、当初の保険料に対して繰り入れをしないということです。これは令和7年度、令和6年度の保険のときにも2700万の繰り入れをしております。当初は繰り入れる予定はなかつたですが繰り入れる。こういった形で何かの不足分等ございますので、こういった処置については議会に対して提示をして御理解をいただいて執行していきたいと思っております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

林 健児議員どうぞ。

○10番（林 健児君）

今、町長ね、見てみないとわからないと、こうやっておっしゃられたんですけど。見てみないとわからない状態で繰り入れをしないと、こうやって明言されたんです。どういうことですかこれ。わからない状態で発信しとるんですよ。どういうことですかこれは。町民はどうやって考えたらいいんですか。

○町長（鈴木康友君）

金額や保険料の制定につきましては、やはり我々も最大限をまずは覚悟するべきだと思っております。安くなる分にはいいのではないでしょうか。負担が下がる分にはよろしいかと思っております。まずは最大限ここまで御負担をしなくてはいけない、お願いをしなくてはいけないという数字の算定が標準税率までの引き上げという話で至って

おります。標準税率近くまで引き上げて運営をしているのが蟹江町です。ちなみに標準税率を超えて保険料を設定しているのは津島市です。つまり標準税率という言葉にとらわれず、保険料を正しく制定すれば運営はきちんとできます。ただそこについて少しこの理解、理解ではないですね、このお話の接点がずれているのかなと思いますが、運営はできます。ただその保険料を幾らにしなければいけないかというものについては、1月の本算定を待たなければこの世の中の誰も設定ができないということです。だからそれが幾らになるのか。もっと高くなるのかというところではございますが、繰り入れをしないとはまた別の話です。ですから繰り入れをしなくても運営はできます。保険料が高くなるということです。その仕組みについて御理解をいただければと思います。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

日程第2、議案第48号令和6年度大治町一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

まず、101ページ102ページの町制施行50周年記念事業費についてお聞きいたします。

私、令和6年3月議会でこの町制施行50周年記念事業に反対をしたわけですが、そのときに財源が逼迫している中で、町制施行50周年記念事業に潤沢にお金が使える予算案になっていると反対をいたしました。そしたら令和6年はそのまま予算執行はされたんですが、7年、50周年記念事業当初予算で組みましたが、やはり財源逼迫、財政厳しい中で執行しないというのも出てきております。これですね、町制施行50周年記念事業自体やはりこんな大きくやる必要はなかったんじゃないかなと。記念式典ぐらいでよかったですんじゃないかなと思っているんですが、そこら辺、町長のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○議長（若山照洋君）

吉原さん、101ページ、102ページ。

○11番（吉原経夫君）

101ページ、102ページに町制施行50周年記念事業費ね。ちょっと一応メモしたんで。記念曲とか旗をつくるとかいうお金について書かれて。

○町長（鈴木康友君）

内容については精査できても考えについては回答できません。

○11番（吉原経夫君）

回答できません。わかりました。

ちょっと聞き方を変えます。ごめんなさい。101ページ、102ページの町制施行50周年記念事業費きちんと執行されていると思うんですが、ただ、町制施行50周年記念事業費で上がっているんですが予算はきちんと執行されています。ただ、効果として上がったのかどうか。この財源逼迫している中で、結局今、記念事業を縮小しております。もともと今私やるべきじゃないと思っているんですが、お金としてはきちんと執行されてます。ただ効果としてあったのか。だって今年度、予算決めてどんどん財源が逼迫している中でやめているわけですから。私はこの令和6年のこの部分に関してはお金として執行したけど、効果ではほとんどなかったんじゃないかと思うんですが、その点はどうでしょうか。効果があったかないか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

午前10時52分 休憩

午前10時52分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

総務部長どうぞ。

○総務部長（大西英樹君）

50周年事業で効果があったかどうかということですが、別に資料を報告させていただいております。一般会計特別会計の主要施策成果報告書、こちらの14ページにどういったものを予算執行してったのかというところを上げさせていただいております。町内各所、それから町の公共施設いろんなところで今年度この4月から大治町制50周年というようなところの周知をさせていただいております。効果があったかどうかということは、その検証って数値的なものとかその反響とかいうのは、はかりがたいところはございますけれども、このように住民のほうに周知をさせていただいたというところでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

3番手嶋いづみ議員。

○3番（手嶋いづみ君）

3番手嶋いづみです。2点お伺いしたいと思います。決算書140ページ、福祉巡回バスの819万6246円でございます。こちら令和5年度の決算では677万5200円で、この公用車借上料と燃料費などは含まれておりませんでした。この公用車借上料と燃料費とは一体どんなものか教えてください。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

福祉巡回バスの件につきましては令和5年度までは財政課において借り上げをしておりました。予算の計上も2款1項5目の総務費の財産管理費、そちらのほうで計上をしておりましたが、令和6年度からは所管がえをいたしまして民生課のほうで所管ということで、6年度から3款1項1目の社会福祉総務費、こちらのほうで燃料費と公用車の借上料を計上しておりますので、その分が増額となっているものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

手嶋議員どうぞ。

○3番（手嶋いづみ君）

今、公用車の借上料、公用車何台ございますか。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

こちらにつきましては、現在借り上げをしております福祉巡回バス14人乗りの福祉巡回バスの1台でございます。

○議長（若山照洋君）

他に。

手嶋議員どうぞ。

○3番（手嶋いづみ君）

続きまして156ページ。健康公園整備事業費ということで757万643円が上がっておりまます。こちら令和5年度でも1839万8338円ということで土地購入費として上がっておりました。健康公園として今まで2600万ほどかけておりますけれども、今後どのような計画をされているのかお伺いしたいのと、もしこの先整備を進めるのであればお幾らぐらいかかるのか、お伺いしたいと思います。

○議長（若山照洋君）

手嶋議員、決算なので今後の話ではなくて決算について。課長答えられる。もし今後の答えられるなら答えていただけるとちょっと助かるかな。

長寿支援課長どうぞ。

○長寿支援課長（松木田英作君）

健康公園整備事業でございますが、長期事業計画でございまして、その中ではこちらとしましては令和10年度に予算を計上できればいいかなということで今検討しております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

12番林でございます。成果報告のページ数で121ページ。2番目の側溝暗渠清掃とありますけども、僕は何を聞きたいかっていうと金額じゃなくて要望に対する執行率が7%しかない。7%ですよ。ここは海拔ゼロメートルで側溝や悪水路がないと水がはけんのですわ。それで、この原因は人なのかお金なのか、業者が見つからないのか、何が原因かということ。12月に一般質問しますけども、ここには予算をとってほしい。ぜひということでございます。

2つ目がページ149ページ。50周年記念で町史の390万上がっていますけども、これは町史ですね。以前の副町長が一生懸命やっていましたけど、これは完成しておるのか。雑誌に今後するのかしてないのか。雑誌ができる状態になっているのか。町民には町史をつくったということをどういうふうに言うのか。ただインターネット入れていますよと、見えますよ、は気の毒だと思うんだけど、どういうアピールしていくのか。ちょっとこここの最終結果をちょっと聞きたい。この2点。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

成果効果の121ページ側溝暗渠清掃の件でございます。このものにつきましては要望が上がっております。ただ、職員が現場を見に行って堆積量を確認したら堆積量がなかつたというのもありますて実際、堆積量があったところを施工したことによってできたのが7%ということになりますんでよろしくお願ひいたします。

○社会教育課長兼公民館長（加藤裕一君）

町史の件でございます。町史につきましては今年度の8月をもって完成をいたしました。本にするのかということでございますが、今のところは冊子にする予定はございません。PRにつきましては、11月に行います記念式典の中で発表していきたいと。その後、インターネット等で公表していきたいというようなことで考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

林 哲秀議員、どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

見に行って、これいいよっていうことじゃなくして、僕は7%に、どういう数字で7%かわかりませんけど、件数でやっているのか、メーター数でやっているのかわかりませんけども、とりあえず僕歩いとるだけでもうかなり詰まってるところある。じゃあ7%で、ここをやってくださいと僕は総代さんにお願いして組長さんにお願いしたら、詰まつと

ったらすぐやれます。そこを言つとるだけですよ。だから、全体的に見直して、注文つて言つたらあれだけ、要望があつたら少しとか大きいじやなくて、少しだからやりませんけどここいかんですねというそのとこだけ見て話をしているのか、担当者っちゅうのは。だから担当者が、不足しているのかということを聞きたいんですよ。12月に一般質問しますけど。非常に僕は苦慮しているこれは。僕歩いていても話を聞きますし、現場を見ている。ほかの町内では個人でやってみえる方もいます。私も個人でやつとるし、きれいにしているんですけど、そういう問題じやないと思うんですけど、全体的に。それが1点、終わります。

ほんで町史の件ですけど、発表するにはどういう形で発表するんですか。できました、こうですよというのは、お客様に対して来賓の方に関してはお言葉だけですか。雑誌にするんですか。載っていますのでこれ見てくださいっていうふうにやるんですか。そういうじゃなくて300何万、400万ぐらい使って何やっとるんだってなるじゃないですか。あなたこれ担当者としてそんな報告でいいの。町民のためになっている本当に。いいですか、ホームページが見えない方がいっぱいおるんですよ。年配の方。特に見たいと思っていい。どうするそしたら。そのためにつくるんだろう。

○議長（若山照洋君）

林議員。結局、側溝の件は何を聞きたい。結局。

○12番 (林 哲秀君)

側溝は見に行ってこれは大丈夫じゃなくて、かなり僕は、僕が見てもかなり詰まつた  
ところある。そういうとこです。この稼働率だったら申請したらすぐやっていただけます  
かということをまず1点と。その通路の中ではかなりつながつてますのでどこが区切り  
だ、ちょっとそれは別としまして、きれいにしてほしいというのが、念頭なんですよ。  
頭にあるんですよ。だから、今後どうしてこの成果が7%がどういう数字できたのかよ  
うわかりませんけど、余りにもこの数字が低過ぎちゃってさ、もう落胆している。

○議長（若山照洋君）

すぐやってもらえるのか……。

ちょっと暫時休憩します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時03分 休憩

午前11時13分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

## 建設部雨水対策監どうぞ。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

引き続き側溝暗渠清掃の件でございます。7%のパーセンテージにつきましては、要望の延長に対しての実行延長になります。あと、出したらすぐにやっていただけるのかという話でございますが、地区の総代さんからそこの側溝暗渠清掃の要望が出てきましたら、役場の職員のほうは確認させていただき、まとめて発注しますので、今日の明日とかっていうすぐな施工はできません。で、あとたまっているところがあれば地元の総代さんから出していただければ現場を確認して、限られた予算ではありますので、やはりあるとこから順番に施工させていただいておりますのでよろしくお願ひいたします。

○教育部長（水野泰博君）

町史の完成について御質問いただいております。まず、もともと冊子にしていくかどうかっていうのはずっと議論をしてまいりました。現状の完成の形式としては、一応データでの納品になります。そのデータは印刷をすれば冊子にもできるような状態にはなっておりません。ですが冊子にして何冊か印刷をかけますとやはり相当、数百万円の費用がかかるということで今回はデータで一応納品という形の判断をいたしております。その中でどういった発表していくかということでしたが、まず先ほど課長が言いました記念式典の中では、パワーポイント等を利用してスクリーンでの表示をしていきたいなというふうに思っておりますのと、あとカラーコピーですが、何冊か印刷いたし、何冊かというかカラーコピーをしてそれをちょっと自分たちで製本しないといけないんですけど、そういう形で何冊かそろえまして、式典の中でもできれば何冊か置いておきたいなと思いますのと、その式典が終わりましたら、各公共施設に皆さんに見ていただけるような状態で、置かさせていただきたいなというふうに思っております。また後はホームページで見ていただけるような方向で考えておりましたと、一応DVDで上がってきますので、学校等にはDVD等で提供して授業でも使っていただけないかなというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

○12番（林 哲秀君）

議長、3回目だったっけ。

○議長（若山照洋君）

そうです。

林 哲秀議員、どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

暗渠の側溝の清掃の件はよくわかりましたので、またゆっくりちょっとお話しに行きます。それと町史の件わかりましたけども、町民の方でね、そういうものがやっぱ見たいっていう方もみえるんですよ、やっぱ年配の方で。そこで、これで見てください、C D見てください。ない人もみえるから、そういうカラーコピーならカラーコピーして一

一番安い方法をとって、ある程度見ていただけけるような方法をとっていただければ、納得はされないと思いますけども、ここまで税金を使つるわけだからある程度広域に知らせる必要あると思います。以上です。

○議長（若山照洋君）

よかったです。

他にございませんでしょうか。

2番八神太紀議員、どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。156ページ、成果報告書で47ページの高齢者保護措置事業費についてお聞きします。内訳が成果報告書には記載があり「在宅での日常生活が困難な方に対して」とありますが、実際に実績中何人ぐらいの方に行ったものでしょうか。

続きまして180ページ、成果報告書で74ページですね。18節の特別保育事業費等補助金の中の障害児保育事業について質問させていただきます。成果報告書のほうで受け入れた人数が書いてあるんですけども、これは希望者を全員受け入れることが可能だったのか、もし定員等ありましたらその辺りも御質問させていただきたいです。

続きまして196ページから198ページ、成果報告書で91ページになります。6歳臼歯保育事業委託料シーラントについてちょっと御質問させていただきます。こちら申請者数25人で処理本数55本というふうに書いてあるんですけども、これは6歳児に対して、小学校1年生ぐらいですかね、の方だと思うんですけども、対象の人数がどれぐらいいて25人受けられたかっていうことと、またあと周知方法、どのように周知をされたのか。シーラントとでも予防効果が高いというふうに僕は認識しておりますので、もう少し増えるといいかなっていうところでちょっと質問させていただきました。

最後、268ページから280ページ、成果報告書で145ページになります。青少年健全育成事業の中で、成果報告書の中に声かけ運動ということで西小のコミュニティ夏まつりとはるWINのほうで行ったかと思います。済みません、僕も参加はしているんですけどもちょっとどのような声かけ運動をしていたのかっていうのを見てないんで、この中の消耗品費ポケットティッシュっていうふうに記載があるんで多分これを配ったかなと思うんですけども、どのような活動をされたのか、御質問させていただきます。以上です。

○長寿支援課長（松木田英作君）

156ページ高齢者保護措置費でございますが、人数でございます。過去からの2名の方と6年度短期で措置した方がございまして計3名でございます。

○子育て支援課長（古布真弓君）

180ページの特別保育事業費等補助金の障害児保育事業費についてでございます。こちらにつきましては、成果報告書に記載してございます人数は手帳をお持ちのお子様の人数でございます。手帳をお持ち以外にも障害児福祉サービスを利用しているお子様を受

け入れておりますが、ここに当たる職員としては東、はなつね、南それぞれ3名の職員、大治幼稚園で2名の職員を配置いただいております。お申し込みいただきました児童が全て入れるかというところになりますが、そちらはちょっと園と現在受け入れている子供さんとの調整で可能かどうか調整を図りながら、なるべく多くのお子様を受け入れるように調整しているところでございます。

○保健センター所長（森本健嗣君）

ただいまシーラントについての御質問いただきました。まず、対象者でございますが、人数については済みません把握しておりませんが、対象が満6歳から9歳の方となっております。周知方法につきましては、広く広報紙、ホームページ等のほか各健診時等にあらゆる機会をとらえて周知をしているところでございます。以上でございます。

○社会教育課長兼公民館長（加藤裕一君）

青少年の声かけ運動の活動内容についての御質問でございます。委員及び民生委員の方にもお手伝いいただきながら、青少年のベストと旗、作成した旗がありますので、を持って、ポケットティッシュに標語ですね「地域の子は地域で育てよう」というような標語を入れたポケットティッシュを来場者の方にお配りして啓発活動を行ったということございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。3回目の質問でございますが、272ページ、成果報告書148ページの子ども・若者支援地域協議会事業運営費でございますが、ちょっと内訳で相談員さんと相談員配置業務委託料ということで、2日間で1日は相談員さん個人の相談員さん、もう1日は法人さんに委託したのかなと思いますが、そこら辺の内容と、どういうふうに分けられ、相談内容分けたのかなどわかられば教えていただきたいのと、以前あま市と大治町と一緒にやっていて大治町だけになったと思うんですが、私考えますに、やはりこういう本当に余りプライベートで相談しにくいことは地元で近いところでは住んでるところ近いところはやりにくいと、やはり少し離れたところのがいいという本人の方だとか保護者の方がみえるように私は感じるんですが、そこら辺なぜ大治町だけでやるようになったのか。できればこういうのは広域でやったほうが、これほどいいと思うんですが、そこら辺考え方をお聞かせ願いたいと思います。

○社会教育課長兼公民館長（加藤裕一君）

子ども・若者相談事業についての御質問でございます。子ども・若者相談員の謝礼として94万2276円。この大治町子ども・若者相談員配置業務委託料として129万80円ということで、内容といたしましては、水曜日と木曜日っていうふうに分けさせていただいて

るだけで、事前に電話で予約を受け付けてその日に来ていただくと。相談者が都合がいい日に来ていただくということで、特に相談者を分けているというようなことはございません。両日とも同じように相談業務を受け付けているというふうなことでございます。

もう一つ大治町でなぜ単独でやることになったのかということでございますが、先ほど議員言われたとおり、もともとあま市と大治町でということで進んでおりましたが、あま市のほうがあま市単独でやるというような判断をして大治町とは切り離すということになりましたので、大治町が単独として事業を行ったものでございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第48号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第3、議案第49号令和6年度大治町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。ちょっと全体的な話なんで何ページとは言えないんですが、私この予算に反対したとき、ちょっと予算計上上少し間違があるんじゃないいかということで給与費明細表ですか予算書の中の財源内訳の中が少し充てる先が違うんじゃないいかとかいろいろ指摘させていただいたんですけど、そこら辺決算的にはどのようになっているんですか。やっぱり予算としては少し irregular だったけど、決算ではきちっと直したのか、そこら辺少し御説明を願いたいと思います。

○保険医療課長（水野克哉君）

6年度の予算につきましては、今議員おっしゃられるのは一般管理費への充当というところが6年度についてはずつとこちら答弁、行政の考え方を述べさせていただきました。そのような中で3月議会におきまして一般管理費への財源の当方っていうのを更正させていただいて、特にシステム改修というところが大きかったんですけども、そこは正規の財源を充てさせて整理をさせていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

当初予算の3月、今回の決算でということで、きちっと直してあるということでいいでしょうか。ちょっと私、予算に反対したんですが、やっぱり決算でそれなりに反映されていれば反対するものはないもんで、そこら辺だけもう少しお願いします。

○保険医療課長（水野克哉君）

令和7年の3月議会の補正予算において、補正のほうをさせていただきました。決算のほうは正しく整理をさせていただいております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第49号は、予算決算常任委員会に付託いたします。

日程第4、議案第50号令和6年度大治町土地取得特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第50号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第5、議案第51号令和6年度大治町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

2番八神太紀議員、どうぞ。

○2番（八神太紀君）

2番八神太紀です。30ページで成果報告書で174ページ、介護サービス費用についてなんですが、令和4年が15億、令和5年が16億で、今年令和6年が17億と1億ずつ増えていってるかなと思うんですけども、これの何か要因ですかね、こういうところが増えてるとか、こういう人が人数が増えているとか、そういうところがわかりましたら教えていただきたいと思います。お願いいたします。

○長寿支援課長（松木田英作君）

介護サービス等諸費の増額理由でございますが、このサービス等費の中の、特に地域密着型介護サービス、グループホームであったり認知症の方に特化した通所介護のサービスを行うサービスでございますが、そこのサービスが伸びているということで、今増加傾向にあります。増加の理由は以上となります。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。令和6年度大治町一般会計特別会計歳入歳出決算審査意見の中にある、29ページですか、基金残高についてお聞きしたいと思います。介護給付費準備基金でございますが、一応、介護保険という保険は保険料は3年間一緒で大抵、初年度は基金が増える。2年目は同じぐらいで3年目に減っていくという考え方でやられていると思うんですが、令和6年度若干減ってる状況ですが、これを何年度になるんでしょうか。介護保険料を新たに定めてから、令和6年度は何年目になるんでしょうか。それでそれに対して本来増えるべきときなのか、とんとんしていくべき2年目なのか、減っても仕方がない3年目なのか、ちょっとそこら辺教えていただけますと助かります。

○長寿支援課長（松木田英作君）

介護保険、現在第9期で令和6年度が9期の初年度、最初の年になります。で、議員言われるように、初年度では積み立て、中間年度で収支が均衡して3年目で繰り入れるというのが基本的な考えではございますが、9期におきましては8期で介護準備基金が積み上がっております。で、住民の負担を軽減するということもございまして基準額を据え置いております。したがいまして6年度当初予算では、もともと基金から約4800万円を取り崩す予定で計上しておりましたので、計画予算どおり計画どおりで進んでおると考えております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第51号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第6、議案第52号令和6年度大治町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。決算資料の3の令和6年度処分停止理由別不納欠損内訳の中で、後期高齢者医療保険料で11件あったと。不納欠損があったということで、また滞納も増えているということで、また前はそんなに滞納はなくて、後期高齢者医療保険料に関しては。不納欠損も余りなかったと記憶しているんですが、ここ数年の推移、大体でいいですが滞納とか不納欠損の推移、やっぱり教えていただけると増えているとは思うんですが、それを示していただけると助かります。

○保険医療課長（水野克哉君）

不納欠損の推移というところで申し上げますと、まず、後期高齢の医療保険というのは団塊の世代がこの数年入ってきてございますので、年間、大体100から200ぐらい被保者数としては増えてきておるのが現状です。そのような中でも滞納分というんですかね、そういった滞納整理というのは国保の滞納整理とあわせて、電話の催告などをしながら解消には努めてきておるところでございます。そのような中でも、不納欠損今回40万9700円でございますが、昨年度は56万4000円ということで、去年と比べると少し不納欠損の額は少ないのかなというふうには感じております。どうしても回収ができなかったという案件でございますので、ここの部分については、いろいろ財産がないというところで調査をしながらさせていただいておるものでございます。滞納につきましては、引き続き未納の方に対して催告をして解消には努めてまいりたいと考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第52号は予算決算常任委員会に付託します。

日程第7、議案第53号令和6年度大治町下水道事業会計決算の認定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

監査委員の審査意見書の中の8ページですが、6のむすびのところですが、総収支比率101.7%、経常収支比率101.7%と、ちょっとその言葉の意味を教えていただきたいのと、

やっぱり100%切ると危ないってあるんで、どのようにお考えなのか。簡単でいいですけど教えていただけますと助かります。

○下水道課長（後藤丈顕君）

まず、経常収支比率の数値でございますけども、一応、健全な経営の水準といたしましては100%が基準となっております。それ以上でございますと、経営系のほうは今のところ良好であるというふうに認識しております。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前11時37分 休憩

午前11時38分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

下水道課長どうぞ。

○下水道課長（後藤丈顕君）

済みません、経常収支比率でございますけども、使用料収入や一般会計からの繰入金等の収益でございまして、維持管理費や支払い利息等の費用をどの程度賄えているかを示す数字でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

ということは下水道会計見せていただくと、使用料の収入よりも他会計、補助金など他会計からのほうが多い。なので、結局今お聞きすると使用料を上げるっていうのはちょっと増やしていくのが難しいと思います。思うというか他会計からのお金を増やせば安全だということなんですかね。結局、使用料よりも他会計補助金などのが断然多いんですよ。だから今、収入も補助金など入っているわけだから、100%切ること、他会計からお金を入れるか入れられる限り100%切ることはないというようなことかなと思うんですが、ただ財政問題もあります。ただ100%切ったら危ないんだから、そこら辺はどのようにお考えなのか、ちょっとお聞かせ、とにかく100%切らないように他会計からやっぱり入れてくるのか。そこら辺ちょっとどうでしょうか。

○下水道課長（後藤丈顕君）

議員がおっしゃられるとおりで、下水道料金で経営のほう賄えれば一番ベストなんですけども、そういったような状況では今ございません。ほとんど毎年ですけども、一般

会計からの繰入金を入れながらの経営となってございますので、引き続きそういった一般会計からの繰り入れを利用しながら、経営のほうをしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第53号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第8、議案第54号令和7年度大治町一般会計補正予算（第2号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

9番松本英隆議員、どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。26ページのところの企業版ふるさと納税推進事業費委託料っていうことですね。これっていうのは、委託先の業者とかそこら辺というのはある程度決まっているんですかね。どういうところか、民間企業なのかどうかっていうところちょっと教えてください。

○企画政策課長（吉田美穂君）

企業版ふるさと納税の委託先事業者はという御質問です。こちらにつきましては現在他自治体の契約実績等を鑑みて打ち合わせ等を行っておりまして、銀行関連の事業者ですとか、ウェブでのポータルサイトを運営している事業者、広告代理店関係の事業者を考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。わかりました。何社かと今セッションというか、してるっていう状態ですか。それに対してその中で、役場の中で決めてそれをまたこちらに発表していただけるということなのかな。どういう項目で、何か基準というのもあるんですかね。

○企画政策課長（吉田美穂君）

今後につきましては現在打ち合わせをしている段階でどういったことができるのかというのも確認を進めさせていただいております。今後につきましては、予算がお認めになった後、公募で事業者の募集を行っていきたいと思っております。募集に関してはこ

ちらで考えております仕様書を満たす事業者の書類の審査を行い、事業者の決定をしていきたいと考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。25ページ、26ページの企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料ですが、そういうマッチングをやってくれる業者、私どもはわかります。ただ、ふるさと納税してくれる企業が本当にあるのかなど。個人の場合は返礼品とかあるんですが、企業の場合何かメリットがあるんですかね。ちょっとそこら辺ないとやっぱり会社の創業者さんのいろんな思いもあるかもしれませんがどういうメリットが、大治町に企業版ふるさと納税してメリットがあるのかどうか、そこを教えていただきたいと思います。

あと29ページ、30ページですが、国勢調査についてちょっと相談員。指導員と調査員の違いがちょっとわからないのと、大分その募集に苦労されていると聞きまして、現在ちゃんと定数というか、そこら辺の人数は確保できているのかどうかです。

31ページ、32ページのシステム改修ですね。障害福祉サービスで就労選択支援というのが新しくこれ10月1日から実施されます。システム改修、ただ請求が来るのは10月、11月になるんで間に合うといえば間に合うんかもしれません、そこら辺システム改修どれぐらいの予定でやるのかというのをお聞きしたいと思います。以上です。

○企画政策課長（吉田美穂君）

まず初めに企業版ふるさと納税につきまして、こちらにつきましては企業版ふるさと納税の制度の概要としましては、国が認定した地域再生計画に位置づけられておりますこちらの大治町の地方創生に関する事業に対して寄附を行っていただくものになります。事業者が賛同して、企業の方が賛同していただけた暁に寄附をいただけるという制度になっておりまして、こちら法人の方には最大で寄附額の9割が軽減されるような制度となっております。

続きまして29・30ページ、国勢調査につきまして、調査員と指導員の違いということですが、調査員につきましては各世帯を国勢調査の概要ですとか、そういったものを説明して回っていただきまして、調査票の回収も行います。指導員につきましてはそういった調査員の方々を指導する立場ということで、回収された調査票の点検ですとか、相談に乗っていただくというような内容になっております。議員がおっしゃいます調査員の募集に関しては大変苦慮したところではありますが、無事に調査員全員見つけまして今現在、調査員の説明会を行っているところでございます。以上となります。

○福祉部次長兼民生課長（猪飼好昭君）

障害福祉サービスシステム改修業務でございますが、システム改修の期間は3日を予定しております。内訳といたしましては、システム構築に1日、動作試験で1日、各種資料作成で1日という予定でございます。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

企業版ふるさと納税で寄附額の9割が減税、減税というか控除をされるということで、ただそれを個人でもやっぱり控除された上で、個人の場合は返礼品がもらえるということがあるんですよ。ただ企業の場合は返礼品があるわけじゃないんで、ちょっと説明違いましたかね。寄附するとその寄附額の9割が控除して、結局それだけ法人の税金が安くなるということだろうと思うんですが、ただ、個人の場合も同じようにふるさと納税したら寄附をしたら控除されて税金が安くなるということで、ただ個人の場合は返礼品なんかもらえるものがあるかないというものもありますが、企業の場合それがないんで企業にとってのメリット。だって寄附して9割しか補填されないんだから、1割は持ち出しになるわけですから、そこら辺それがないと企業版ふるさと納税も進まないと思うんですよ。企業にとってのメリット、そこら辺はどういうふうにお考えなのか。それは委託事業者さんに考えてもらうんでしょうか。

○総務部長（大西英樹君）

まず企業版ふるさと納税と個人のふるさと納税というのは制度が違います。返礼品等は企業版の場合は特にございません。ただ、今1割は持ち出しというお話ですが本来法人税としてかかるお金の9割が法人税から引けると、要は大治町に納税したような形になるということなんで、持ち出しという考え方ではないと思います。本来1割、残った1割も法人税としてかかるということです。企業としてのメリットということですが、大治町がどういう施策を打っていくか、それに賛同した企業が社会貢献であったり、大治町の地方創生事業に対して寄附をしていくと、賛同してやっていくというところが、そこそこの企業活動の一環として、社会貢献という形でやられるんだろうというふうに認識しておりますので、例えば大治町が寄附をいただいて何か事業した暁には、そういった紹介も広く広報というか周知をすることになりますので、そういったところでは企業のメリットになるかどうかわかりませんけども、そういう形でやっていくというものですので、何か例えば補助を優遇するとか許可申請を優遇するとかといったところは物を何か出すとか、そういうところはこれ法的に禁止されておりますのでという認識です。以上です。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

他市の例ですと、大抵、企業版ふるさと納税されたと思うんですが体育館を建てるときに、税金を入れないで寄附で企業の寄附でやられてそれで指定管理はその企業が受けたと。企業にとってもメリットがあることで、例えばそういうようなことを例えばお考えなのかどうか。ちょっとそれは僕は少し間違っているなと思うんで、そこら辺そういうことも当然補助ですか何か認可とかは当然できないんですが、逆に指定管理はできるわけですよ。そういうことをお考えなのかどうかだけちょっと最後にお聞きします。

○総務部長（大西英樹君）

企業版ふるさと納税をいただいたところと、指定管理の受託先っていうのはこれは制度が別でありますて、指定管理の指定をする際にはきっと公募ないし募集をして審査基準に基づいて審査をしていくとそういう手順を踏みますので、イコールではないというふうに考えております。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員、どうぞ。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。同じく26ページ、企業版ふるさと納税推進事業費についてお伺いします。さまざまな自治体であったりさまざまな事業者さんがあるなと自分も調べて思いましたが、公募の評価者っていうんすかね評価委員も行政の職員が務めている場合があつたり、大学教授とか有識者が務めている場合があつたりさまざまあるかと思いますが、大治町においては誰が務めることを考えているのか。仮に誰か有識者となるとこの1100万ですかね、業務委託料の中にそこも入ってくるのかなと思うので、それに伴ってこの1100万円が業務委託料、事業者さんへの業務委託料って考えると、仮に20パーセントしたら5500万円が目標額になるのかなと思うので、仮にもし目標額も想定しているんだしたら、目標額もお伺いをしたいです。1回目以上です。

○企画政策課長（吉田美穂君）

企業版ふるさと納税に関する御質問です。こちらの企業版ふるさと納税の目標額といったしましては、緊急行財政改革プランの中で目標金額5000万を掲げております。今回企業版ふるさと納税マッチング支援業務委託料の積算根拠といったしましては、この5000万円の寄附に契約単価率上限20%を掛けたものに消費税を掛けた1100万円ということで委託料のほうを上げさせていただいております。こちらのほう事業者の審査をするに当たって有識者を入れるのかどうかというところに関しましては、現在検討を進めている中で有識者は入れずに企画政策課職員も含めた役場職員で審査をするというような形で進

めておりますので、この委託料の中にそういう有識者に対する報酬等は含まれておりません。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんか。

池田議員どうぞ。

○1番（池田耕介君）

ありがとうございます。実際の業務に当たっては企画政策課なんですか職員さんがどれぐらい関わるのかというか、携わるのかというか、もちろん業務の負担っていうデメリットもあるでしょうし、逆にそこで学べるっていうメリットもあるでしょうし、委託をした場合にも完全にその事業者さんのみが行っていくものになるのか、ある程度行政の職員もそこに携わってというものになるのかそのあたりお示しいただきたいです。

○企画政策課長（吉田美穂君）

企業版ふるさと納税に関しては、基本的に職員もいろんな事業を先に営業をかけて寄附の獲得を目指してまいります。幅広く寄附を募っていくに当たり、今回の委託料を計上させていただいておりますので、こちらに関しても役場の職員、深く関わって事業を進めていきたいと考えております。審査に関しては現状今検討している段階ですので何名の職員、一応1人とかではなく複数名で関わって審査をしていくような形で考えております。以上です。

○総務部長（大西英樹君）

少し補足をさせていただきます。本来ですと町の職員、あと町長とかがいろんなところに営業に行って、そういう大治町の施策を訴えてそれに賛同していただける企業を募るということも本来の姿だと思うんですけども、それだけではなかなか町の職員も何か行き届かないところがあるということで、このマッチングを行うわけです。受け手の企業、マッチングしていただけるその企業については銀行という話もありましたがけども、そういうところはやはりそれぞれが顧客がありまして、そういう周知のネットワークもやっぱりあって、そこは活用できるというところも、我々はそっちの線も使っていきたいというふうに思っております。したがいましてこの委託、委託というかマッチング支援をしていただけるところには、さほど職員が走り回らなくてもできるようなメリットがあるということでそれはそれでやっていきたい。マッチングだけに頼らずに、大治町職員としてもいろんなところでいろんな企業とPRをしていく、これを両方の側面でやっていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第54号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第9、議案第55号令和7年度大治町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第55号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第10、議案第56号令和7年度大治町介護保険特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第56号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第11、議案第57号令和7年度大治町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第57号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第12、議案第58号令和7年度大治町下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第58号は、予算決算常任委員会に付託します。

暫時休憩とします。

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

午前11時58分 休憩

午後0時04分 再開

～～～～～～～～～～～～～～～～～～～～

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第13、議案第59号大治町長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

9番松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本です。こちらのほう一般質問であったんですけど、もう一回ちょっとお聞きしたいんですけど町長のほうに、この年間800万円としたことのもう一度ちょっと根拠のほうもしあれば。というのが、町民に聞かれたときにこういうふうですよっていうのをちょっとお答えしたい材料としてですね、ちょっともう一回お聞きさせていただきたいんですが、お願いします。

○町長（鈴木康友君）

まず、金額の根拠800万に制定した根拠ということでおろしかったですか。まずは、この800万という数字は、先日のときにも少しお答えをさせていただきましたが、周辺市町の状況も確認をさせていただきまして、また、初は多分名古屋市長ではあられるかと思いますが、その辺りの数字を確認をして800万という数字に出させていただきました。なぜ800万かと申し上げますと、これが600万ではいけないのか、ゼロ円ではいけないのかという議論にはなりますが、私といたしましては特別職の報酬等々について、これについては今後、物価高等々に加えまして必要があれば上がっていくのも望ましい形だとは思っております。が、今回につきましては、財政状況が非常によろしくないというところをもって、まずは切れるところを切ろうというところ。その切る部分についての800万というものがいかに財政難という形であろうとも、800万よりも下に設定をいたしますと、今後他の市町の選挙において値下げ合戦になる恐れもあります。ですので、まず、800万というところの妥当性というものにつきましては、周辺市町、特に直近では武豊町

も800万でした。その前は愛西の市長選挙におきましても800万という公約も出ておりました。ということで、一定の金額というもののやはり調和を保っていく必要があると考えております。ですので、800万という数字。どこかに倣ったという形ではなく、削減をするに当たって、どこの数字がふさわしいのかというものを周辺で鑑みた際に800万が望ましいだろうという結論に至った次第でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。町長は任期中、800万ということを言われています。この条例の中で、任期中ということを落とし込んでいるところはどこでしょうか。

○総務課長（佐藤友哉君）

町長の任期中に落とし込んである規定の部分というところの御質問ですが、第1条のところで「この条例施行の際、現に町長の職にあるもの」と規定がございます。すなわち、この施行というのが10月1日、令和7年10月1日施行のときに現に町長ということで、鈴木町長が町長の職にある期間有効ということになっております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第59号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第14、議案第60号大治町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第60号は総務建設常任委員会に付託します。

日程第15、議案第61号大治町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第61号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第16、議案第62号大治町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

3番手嶋いづみ議員。

○3番（手嶋いづみ君）

3番手嶋いづみです。こちらの前納報奨金に関してですけれども、令和6年度の決算概要書に載っておりました昨年度は429万4330円の報奨金があり、交付件数が8,547件と載っておりましたけれども、これだけの人数の方がこちらを利用しているっていうことになりますと、やはり、どんな周知をされていくのかちょっとお伺いします。

○総務部次長兼税務課長（加藤謹君）

この報奨金の廃止についての周知方法でございます。まず、町内の方につきましては広報、それからホームページ、それから公式のLINE、あと回覧なども考えております。あと町外の方につきましては、個別に通知をさせていただいて周知していくということで考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。数として結構8,547件、多いのかなというように考えますが、実際その方々が報奨金なしで前納するのかどうなのか、ちょっと自分も定かじやないところですが、ある程度のヒアリング等をした結果のカットなのか、単純に429万円大きな数字であるのでそこを削れるならっていうことで、今回の条例提出に至ったのか。あとは前納じやなくて時期が分散することがデメリットになり得るのか、ならないのかちょっとその辺現場で収納事務に携わったことないので、そのあたりがちょっとわからないので御説明いただけたらと思います。

○総務部次長兼税務課長（加藤謹君）

まず1点目、ヒアリングをしたのかという御質問でございますが、住民に対してのヒアリング等を実施したということではございません。あくまでも行財政改革の一環とし

て歳出を見直していく中で廃止が必要なんだということで、今回、御提案のほうをさせていただいております。

次に報奨金がなくなる事の分散することのデメリットがあるのかということで、報奨金がなくなった場合につきましても、今までどおり一括で納めていただくことは可能です。ただ、その分散することによって何かデメリットとかそういうのがどうかっていうと、今のところそういったことは考えておりませんが、報奨金が少ないからといって、未納者が増えるだとか、そういったことは考えられないことではないとは思うんですけども、そこら辺はしっかり滞納対策について十分周知もしながら実施していきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にありませんでしょうか。

11番吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。報奨金を廃止するのは私も賛成なんですが、ただ前納している方が期に分けてやる場合、ちゃんと納入書残しといてきっちと覚えてないと、やっぱり期限まで納めることを忘れることがあるのかなあと。他市町村なんかだと、毎回通知書を送るとか期に分けている方はですね、ということもやってるんで、ちょっと手間にはなるんですが、そこら辺やはり一括で払う方が分納していけばやっぱりきっちと払ってもらわなきゃいけないんですが、やはり忘れちゃうというか、忘れて期限が過ぎちゃうとかそういうこともあるのかなと思うんですが、そこら辺はどうでしょうか。

○総務部次長兼税務課長（加藤謹君）

報奨金がなくなることで収納率が低下するというふうには考えておりませんが、まずはしっかりと納税義務者の方には周知をさせていただきますけれども、それでもなお未納の方がお見えになりましたら、先ほども少しお話ししましたが、まずは督促状の発送、その後に未納者のお知らせ、また休日滞納整理と、そういったことで収納率向上に向けて努力をしていきたいというふうに考えております。以上です。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第62号は、総務建設常任委員会に付託します。

日程第17、議案第63号令和7年度大治町一般会計補正予算（第3号）を議題とします。

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

9番、松本英隆議員。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。こちらの8ページ9ページ、お願いします。堀之内砂子線事業費のところですね。これ、大治町の都市計画マスターPLANに入っている都市計画道路のことですね。こちらのほうになると思います。これで変えるにあたって計画道路とは別のところに振るっていうことの計画のほうだと思いますが、これに対して、これをすることによって工事金額とか出ているとは思うんですけど、そこら辺っていうのはどうなるんでしょう。あと、今までいろいろな国・県とかから補助金とか出ていると思うんですけど、変えることによって補助金が何か上下するだとか、もうちょっともらえる、なくなるんだとか、そういうことはあるんでしょうか。

あとこれ計画道路をちょっとずらすことに対して、堀之内砂子線に対しての完成、全体ではないんですけど北進、取りあえず北進だけでいいんですけど、その完成というのはいつぐらいを予定しておりますか。というのは以前堀之内砂子線のほうの説明会で堀之内のほうあと二、三年ですよっていう発表されたことがあるんですね。それ住民の方は覚えているんですよ。なのでここでしっかりと完成時期っていうのを伝えてもらわないと、その人たちももう二、三年って過ぎているのでちょっと一度そこら辺ももう一度答弁をお願いします。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

都市計画道路につなぐ線の線形変更、暫定の線形変更につきまして、そこで金額がどうになるかということですが、やはり分けたことによって中学校のほうへ一部路線のほうが暫定で入ってきますんで、その分、今フェンス、土留めとかありますんでそちらのほうの追加の費用はかかるべくと考えております。

次に補助金でございますが、現在、街路につきましては国、県の補助をいただいておりまして、補助率につきましても2分の1をいただいております。この線形が変わったことによって補助率が変わるかっていうのは、変わらず2分の1のままで。ただ、申請してついてくる補助率というものにつきましては、街路事業と道路事業では若干異なりますんで、少し変わってくる可能性はございます。あと北進についてあと何年かということなんですが、今、行財政改革をやっておりまして、今後、認めていただいた折にはまず地元説明会のほうへ入っていきたいなど。そこから予算等につきましては財政のほうと考えながらどれだけ執行できるか、予算、国費がどれだけつかによって変わってくるので、ここであと何年というのはちょっと控えさせていただきたいと思いますんでよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

松本議員どうぞ。

○9番（松本英隆君）

9番松本英隆です。わかりました。補助金のほう2分の1はまだ今後も変わらないってことなんですね。先ほどのほうで学校に入ったりする部分が絡むと変わってくるというような意味合いなんでしょうか。あと、工事金額追加はいいですけど、完成のほうですね、また本当に説明会やるとき以前ありましたあと二、三年ということを言われたことがありますので、今回の説明会のときそのときにはきっと大体どんなもんかということは言えるようにしていただきたいと思うんですが、そこら辺は大丈夫ですか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

全体の金額につきましては、やっぱりさっき言ったように学校のほうへ入る、暫定形は入ってきますんで、今学校フェンスとあと土留めがありますんでそれを移設して、今 の学校の同じようなフェンスを立てなければならぬので工事費はやっぱ上がります。あと、やっぱ北進する予定でございますが、順に予算があつて国費が満額つくようであればある程度の日程の計画は立てられるんですけど、やはり国費も満額つくわけでございませんので、ついたとこだけついた金額でやっていきますので、やはりそのちょっと延伸したところによる工期につきましては、少しちょとどこまでっていうのはちょっと差し控えさせていただきたいと思います。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員。

○11番（吉原経夫君）

11番吉原経夫でございます。同じ、8ページ9ページでございますが、都市計画道路としてはチサンマンションのところ通る。ちょっとそれを迂回させる形ということで、都市計画道路ではない、道路から街路に変えるということだと思うんですが、そうするとやっぱり本来ですと土地収用法が使えて所得税控除の額も5000万つくわけですが、ちょっと、土地収用法が使えないとなるとそこら辺どうなるのかというのと、本来はもう都市計画どおりやるのが本当なんですよ。だから、都市計画決定していて、そこが土地収用法が使えるんですよ。もし迂回させた場合、反対する人がいたらやっぱり土地収用法を使ってないですからやっぱり進めていく根拠が法的根拠が薄くなるんです。土地収用法はやっぱりそういうものをしっかりしたもんだから当然土地収用法を使って土地収用をすることはないんですが、合意を得る上でも土地収用法を使ったほうがやっぱりそういう法的根拠が強い。土地収用法を使わない場合は反対者が出了場合、説得するときの法的根拠は弱いと思うんですが、その点はどうでしょうか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

議員おっしゃる土地収用法なんんですけど、街路事業に対しても道路事業に対しても、土地の収用に対するものには変わりはございませんので5000万円控除は受けられます。以上です。

○11番（吉原経夫君）

都市計画道路の場合土地収用法に基づいてやると思いますが、今回の迂回させていくのも、土地収用法に基づいてやっていくということで間違いないでしようか。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

道路事業だけの土地収用、大治町が道路をつくっていくというふうな名目でいきますので、土地収用法の5000万控除は適用になりますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他に。

吉原議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

5000万控除が利くかどうかよりも土地収用法を使って事業をするのかと。土地収用法を使えばそれだけ法的根拠があるんですが、都市計画道路を外して土地収用法ね、使えるのか。本来は都市計画道路のとこでやって土地収用法を使ってやるのが本来の姿で、5000万控除は土地収用法を使わなくても利くかもしれないんで、ただ土地収用法を使ってこの事業を進めるのかどうか。それを聞いているんですよ。土地収用法を使えばそれなりに法的な根拠があるもんで説得力があると思うんですが、使えないとするとやっぱりそれは法定根拠薄いんで、反対された場合進めていく根拠が薄いと思うんで、その点はどうですか。

○議長（若山照洋君）

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時22分 休憩

午後0時24分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（若山照洋君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

雨水対策監どうぞ。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

失礼しました。議員おっしゃる土地収用法というのは土地収用法を用いて事業をやつしていくわけでなく、道路の事業としましては街路事業と道路事業というものがありましてそこの中で買収していくところに土地収用法で該当するところについては控除が受け

られるというふうになりますので、土地収用法で事業をしているわけではございませんのでよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

1番池田耕介議員。

○1番（池田耕介君）

1番池田耕介です。同じく8ページ9ページ、堀之内砂子線整備事業費について、学校の敷地をもし仮に削るとなつた場合にハンドボールコートかな、ハンドボールコートの部分を削ることになるかなと思うんで、僕個人的にはハンドボールコートを多目的グラウンドのほうに移設などをすべきかなあと思うんですが、その場合当然お金がかかるのでその費用は今回その補助の対象になるのか、それはもう全く別で補助の対象にならないのかを教えていただきたいです。

○建設部雨水対策監兼都市整備課長（済田茂夫君）

その工事の関係でハンドボールコートが移設するということの費用につきましては、済みません、今ここで即答でとれるかどうかっていうのはちょっとわかりませんので、またちょっと調べさせていただいてまた後日どっかで説明をさせいただきたいと思いますのでよろしくお願ひいたします。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となつています議案第63号は、予算決算常任委員会に付託します。

日程第18、議案第64号大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長どうぞ。

○町長（鈴木康友君）

議案第64号、大治町ちびっこ広場設置条例の一部を改正する条例について。

大治町ちびっこ広場設置条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。令和7年9月9日提出、大治町長。

この案を提出いたしますのは、東條砂島ちびっこ広場を新設するためでございます。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方はどうぞ。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番 (林 哲秀君)

今までやはり紆余曲折がありましたけど、これは最終的な判断という形で設計図を見せていただきましたけど、最終的な判断ということでよろしいですか。

○議長 (若山照洋君)

設置に関する条例なので今後どうします、これでどうするかという話とはちょっと違ってきて、ちょっと答えられない。ちょっと厳しいかもわからないですね。

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番 (吉原経夫君)

11番吉原経夫でございますが、ちょっと間違えちゃったかな。ごめんなさい。指定の日が11月1日、ちょっとやはり工事完了して使えるようになってからやっぱり指定していくというね、ちびっこ広場。今までもそうで、何回かちびっこ広場ありましたけど、そのような考えなんですか。事前に……

○議長 (若山照洋君)

そりやそうでしょう。

○11番 (吉原経夫君)

いや完成して、だけど11月1日からしか使えないということなのか、事前には使えるけど一応指定は11月1日なのかそこは簡単にお聞きしたいと思います。

○子育て支援課長 (古布真弓君)

この条例にお示しましたとおり、11月1日に供用開始しております。

○議長 (若山照洋君)

他にありませんか。

林 哲秀議員。

○12番 (林 哲秀君)

この数字なんですけども……

○議長 (若山照洋君)

暫時休憩とします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時29分 休憩

午後0時30分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長 (若山照洋君)

休憩前に引き続き会議を開きます。

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

ただいま議題となっています議案第64号は、文教厚生常任委員会に付託します。

日程第19、議案第65号工事請負契約の変更についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

○町長（鈴木康友君）

議案第65号工事請負契約の変更について。

令和7年3月21日議決、同日締結のちびっこ広場整備工事変更請負契約を左記のとおり変更し契約したいので、大治町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求める。令和7年9月9日提出、大治町長。

本件のちびっこ広場整備工事について、契約金額「5806万3500円」を「6025万5800円」に、工期「契約の日の翌日から令和7年9月30日まで」を「契約の日の翌日から令和7年10月17日まで」に変更するものです。

○議長（若山照洋君）

これから質疑を行います。

質疑のある方どうぞ。

12番林 哲秀議員どうぞ。

○12番（林 哲秀君）

誠に申し訳ございませんでした。先ほど言いましたけど糺余曲折があつてここまで来たわけですけども、これが最終という結論でよろしいでしょうか、そこはお伺いしたい。

○町長（鈴木康友君）

---

この形をもって

完了をしたいという思いで提出をしております。以上でございます。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

11番吉原経夫議員どうぞ。

○11番（吉原経夫君）

二回のちょっと変更で今回の提案になっています。そこら辺時系列的に少し説明していただく、1回目、2回目ということで説明していただけると助かるんですが、課長お願いできないでしょうか。

○子育て支援課長（古布真弓君）

公園に至る経緯でございますが、最初は令和5年の3月に、地元の子供会及び総代の方からお話をありまして要望をいただいたところでございます。その後こちらで土地の所有者ですとかお話をさせていただきながら進めてきたところでございますが、地元の説明会を開催するにあたり、1回目の変更のときにはいろいろ御意見をいただいて変更をさせていただきました。今回、7年の7月に入りましてまたちょっと別の方からいろいろな御意見をいただきまして、1回目と同様こちら変更可能な範囲で変更をお願いしているものでございます。度重なる変更で申し訳ございませんが、子供たちが大変楽しみにしております公園ですのでよろしくお願ひしたいと思います。

○議長（若山照洋君）

他にございませんでしょうか。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。

議案第65号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会の付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんでしょうか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

異議なしと認めます。

ただいま議題となっています議案第65号は委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。

初めに原案に反対の方の発言を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（若山照洋君）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第65号を採決します。

議案第65号は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立 全員]

○議長（若山照洋君）

起立全員です。したがって、議案第65号は原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後0時35分 散会